

志布志市内の体育施設使用料の市外料金の取り扱いについて

志布志市の体育施設利用料金について、市外料金の考え方についてまとめました。

令和8年4月1日から以下の要領に沿って利用料金をご負担いただきますので、ご理解の程よろしくお願ひいたします。

●市外料金とする場合の具体例は以下のとおりとなります。

- (1) 志布志市に住所を有しない個人、又は団体が予約し、利用する場合
※団体とは市内に営業所等の事務所がない法人等を含む
- (2) 志布志市外のスポーツ少年団等が予約し、利用する場合
- (3) 経営母体の住所が志布志市外の法人等で、市内の児童生徒を対象にしたスポーツクラブ等で利用する場合
- (4) 志布志市に住所を有する者が施設を予約（予約者：チームの指導者等）し、使用する団体が志布志市外に住所を有しない団員で構成される団体が使用する場合
※予約を志布志市民が行い、市外の団体が利用する場合(名義貸し)※
- (5) 志布志市外を活動拠点として部活動の地域展開登録を行った団体が使用する場合
- (6) 使用料を負担する者が志布志市外の個人又は団体の場合
※予約上(利用者)が市内の団体、個人であっても、領収書の宛名が市外の個人または、団体の場合は市外料金とします。
具体例：予約が○○スポーツ少年団→領収書は鹿児島県○○協会とする場合等

上記にあてはまらない場合には、職員から利用形態の聞き取りをさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。